

いじめの防止と対策の基本方針

袋井特別支援学校

平成 27 年 4 月作成

令和 7 年 4 月改訂

1 学校いじめ防止基本方針の策定

この基本方針は、「いじめ防止対策推進法」の施行を受け策定された「静岡県いじめ防止等のための基本的な方針」に基づき、静岡県立袋井特別支援学校におけるいじめの防止、早期発見や 早期対応（以下、いじめ防止等と記す）についての基本的な考え方や具体的な対応等について定めたものである。

2 基本的な考え

(1) いじめの定義と動向

① 定義（いじめ防止対策推進法(定義)第2条より）

「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等該当児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」

② 近年の動向

いじめの認知件数は年々増加しており、令和5年度の小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は732,568件（前年度681,948件）であり、前年度に比べ50,620件（7.4%）増加。児童生徒1,000人当たりの認知件数は、57.9件（前年度53.3件）となった。特別支援学校の内いじめ認知件数は、3,324件（前年度3,032件）であり、軽視できるものではなく憂慮すべき状況が続いている。新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年度に一旦減少したが、その後3年連続増加し、過去最多となった。いじめ防止対策推進法におけるいじめの定義やいじめの積極的な認知に対する理解が広がったこと、アンケートや教育相談の充実などによる児童生徒に対する見取りの精緻化、SNS等のネット上のいじめの積極的な認知が進んだことなどで、いじめの認知件数が増加したと考えられる。（文部科学省令和5年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要より）

(2) 基本理念

上記の動向から、いじめは、どの児童生徒にもどこでも起こりうるものであるが、生命や心身に重篤な危険を生じさせることから、その件数を限りなくゼロに近づけるべきと考える。本校でも、すべての児童生徒が不当な扱いを他者にすることなく関わるができるよう、障害の状況や実態、背景にある問題等に配慮しながら、適切な支援や指導に努めている。いじめ防止にあたっては、良好な人間関係を築く中で高い人権意識を日頃から持っておき、集団全体がいじめを許容しない雰囲気を醸成することが求められ、いじめ対策の基盤となる。

また「いじめは許されない行為」という毅然とした態度で臨むとともに、「いじめはどの子どもにも、どこでも起こりうる問題」であることから、すべての児童生徒に向けた対応が求められる。心の通い合う温かな人間関係の中でいじめに向かわない児童生徒の心を育成する取り組みが広がっていき、学校や家庭だけでなく、地域社会全体がいじめ対策に向き合えるようにしていきたい。

3 いじめ防止等のための対策

(1) いじめの未然防止

学校の教育活動全体を通じ、日常の様々な機会を通して、児童生徒が自己の障害についての認識を深め自ら進んで学習上又は生活上の困難を改善・克服して、強く生きようとする意欲を高めるよう留意して指導する必要がある。このことにより、明るい生活態度や健全な人生観が育成され、人間としての生き方についての自覚が深まるのである。

① 認め合い、支え合う人権感覚の育成

日常のあらゆる学校生活場面において、自他を尊重する心情とお互いを認め合う態度の育成に努め、児童生徒の人権感覚が高まるように指導を積み重ねている。豊かな心や感性を日常的に育むことが、いじめ防止にもつながると考える。

校内では、各学部の代表者が登校時に「あいさつ運動」に取り組んでいる。また、個に応じた表現で日頃の感謝の気持ちを伝え合う「ありがとうを伝えよう週間」や、年間を通して日々の学校生活で感謝を伝え合う場面があった際に、ひまわりの花形にシールを貼っていく「ありがとうのひまわりを咲かせよう」という活動にも取り組んでいる。

② 「特別な教科 道徳」の推進及び実践

いじめ防止対策推進法より「児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない」と示されている。また、特別支援学校学習指導要領解説総則編より道徳教育においては、道徳科を要とし、教育活動全体を通して、生命を大切にすることや互いを認め合い、協力し、助け合うことのできる信頼感や友情を育むことをはじめとし、節度ある言動、思いやりの心、寛容な心などをしっかりと育てることが大切である。

そして、学んだことが、日々の生活の中で、よりよい人間関係やいじめのない学校生活を実現するために自分たちにできることを相談し協力して実行したり、いじめに対してその間違いに気づき、友達と力を合わせ、教師や家族に相談しながら正していこうとしたりするなど、いじめの防止等に児童生徒が主体的に関わる態度へとつながっていくのである。

こうして他者と関わる上での基本的な心構えを養うことが、いじめ防止に資すると考える。

③ SNSを通して行われるいじめ

児童生徒がいじめの被害者、加害者、第三者となる。その様相や変容が表面化しにくいものが、SNS上のいじめである。早期に発見し肥大化しない内に対応できるように、常に危機感をもちながら児童生徒のわずかな変化に気を付け対応していきたい。

生活年齢や携帯機器の利用状況等を考慮し、各学部でスマホ・ケータイ安全教室を通して、自身がモラルを持って情報機器を扱い、自己や他者を守れるように支援していく。

情報機器の使用に関して、高等部内で内規を取り決めて示している。使用に際しては、マナーを守れるよう保護者と生徒で十分に話し合って申請を行うこととする。

(2) いじめの早期発見

① 日常的な観察

児童生徒の言葉遣いや行動、身なり等に変化と違和感がないかを、指導し関わる中で注意深く観察していく。早期にいじめにつながるものや、すでにいじめに発展しているものがないかを見つけ、迅速な対応につなげていきたい。保護者面談も積極的に活用し、日頃の観察では知りえない家庭や地域の中での様子も聞き取っていきたい。

② いじめ・体罰についてのアンケート

全保護者、児童生徒を対象にアンケートを実施する。いじめや体罰の有無を記名式で聞き取ることで、どの程度のいじめが起きているのか事実と状況を把握し、迅速な初期対応のきっかけとする。

③ 学校生活アンケート

日頃の学校生活上の自分の言動や生活態度を振り返る機会として、アンケートを実施する。発達段階と学校生活の様子から高等部のみを対象として行う。相手の気持ちを考えて行動できているか、悪口を言われたり言ったりしていないか等、具体的な回答を求めていく。アンケート実施を通して、いじめに関しての実態や情報を把握し、早期発見につなげていく。

④ いじめ相談体制

保護者に対しては、担任が面談を通して相談を行うことに加え、養護教諭やスクールカウンセラーなど担任以外の職員や他機関とも相談できるという情報を紙面やHPなどを利用し発信していく。児童生徒に対しても同様に相談の窓口が開かれており、自身で発信しにくく会話が不得手であるなどの場合は、個別に相談の場を持つ等で対応していく。相談者が心を打ち明けて安心して話せる人的環境があることを周知しておくことで、いじめがより発見しやすく、より早期に対応できるようにしていく。

⑤ 他機関との連携

スクールカウンセラーや警察、弁護士、医療機関、児童相談所などの専門家との連携を図る。多角的な視点で児童生徒・保護者の情報を捉え、福祉や医療面等での対応が早期に行えるようにする。

(3) 年間取り組み計画 ※別紙1

いじめの未然防止、早期発見の考えに基づき、いじめの防止等の取り組みを年間通して計画的に行えるよう、別紙1のとおりに取り組計画を定める。

4 いじめ防止等の体制

(1) 目的

いじめに関する情報の共有や発生時の対策、防止対策について組織的に検討・対応し、必要な支援や指導を行う。

(2) いじめ防止対策委員会

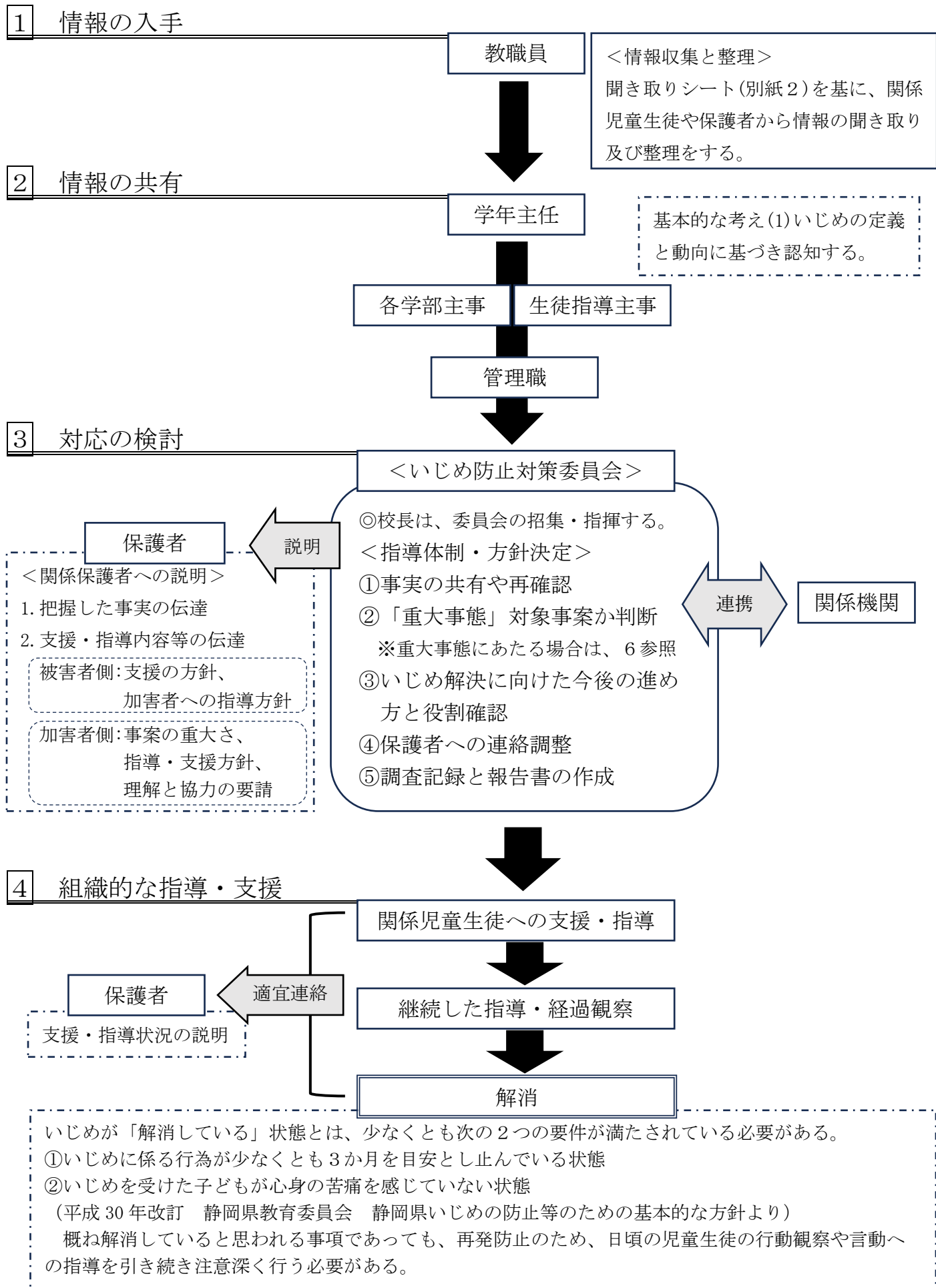
構成員	校長、副校長、教頭、各主事、養護教諭、分掌課長(生徒指導)(教務) ※必要に応じて構成員を招集できるものとする
-----	--

(3) 委員会の開催時期と取り組みの内容

時期	内容
4月	取り組みの年間計画の確認と共有、昨年度のいじめ情報と予後の確認
8月	いじめ情報の更新と共有、学校生活アンケート等取り組みを受けて、年間計画についての中間評価
1月	いじめ体罰アンケート等取り組みを受けて、来年度に向けて
随時	いじめ発生が認められ即時対応が求められた場合、重大事態発生時の対応等

5 いじめ発生時の対応

【いじめ対応のフローチャート】



6 重大事態への対応

重大事態に対しては「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(平成 29 年 3 月文部科学省)」と「静岡県いじめの防止等のための基本的な方針(静岡県教育委員会)」を踏まえ、適切に対応する。

○重大事態の発生

(1) 重大事態とは

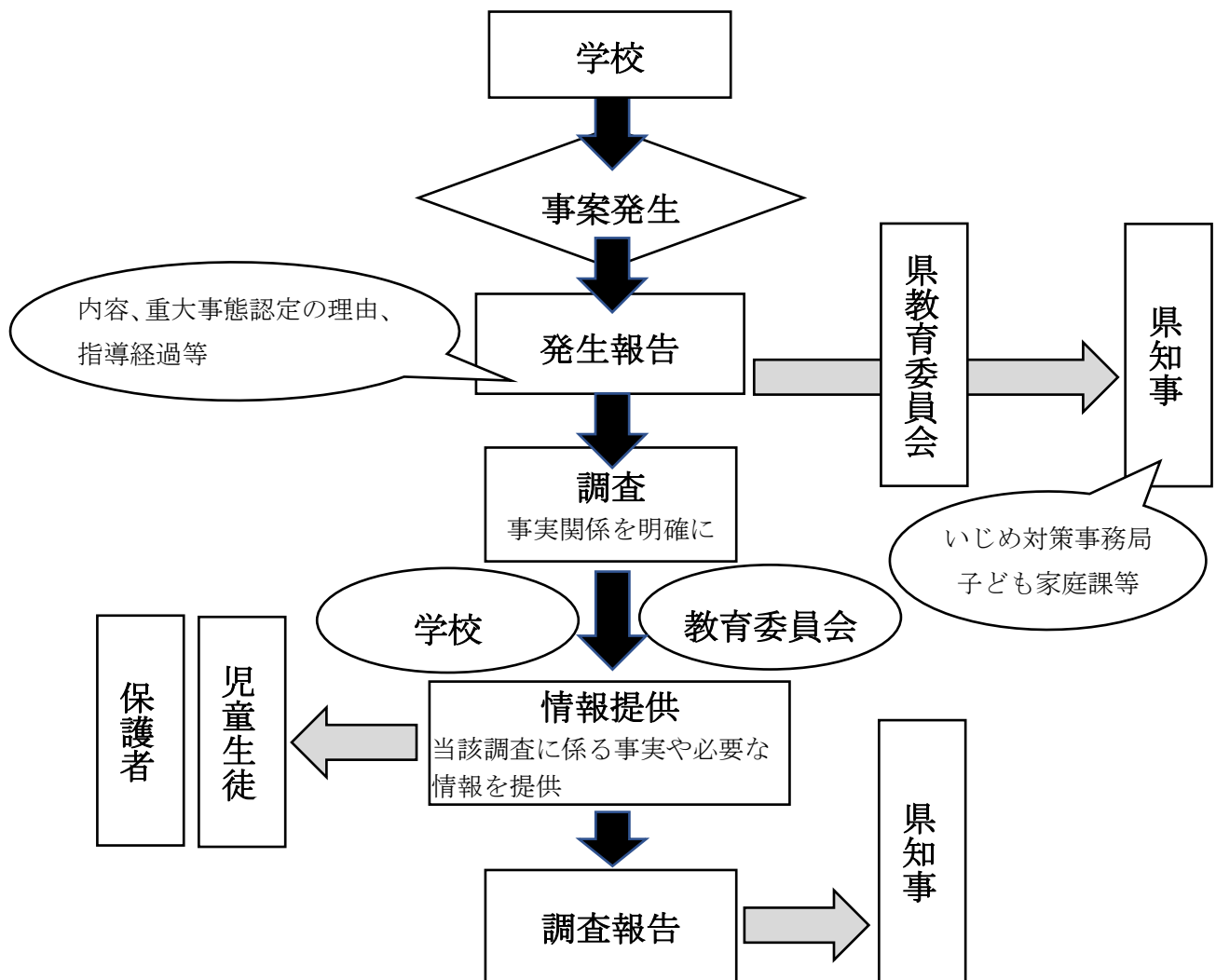
①いじめにより、児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ・子どもが自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負わせた場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

②欠席原因がいじめと疑われ、子どもが相当の期間(年間 30 日が目安とする)、学校を欠席しているとき。

③児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し出があったとき。

(2) 重大事態への対応(フローチャート)



※参照：静岡県教育委員会 いじめの重大事態の定義

以降、調査報告を繰り返し、対応していく。

令和7年度 いじめ防止等のための年間取り組み計画

月	児童生徒	保護者	教職員
4	・人権の花運動／4月～3月 (全学部)		・いじめ防止対策委員会
5	・あいさつ運動	・個別面談(全学部)	・人権教育推進委員会 ・人権教育オリエンテーション
6			
7	・「ありがとう」を伝えよう強化週間 ・学校生活アンケート(高等部) ・スマホの使い方指導(高等部)	・いじめ、体罰アンケート(高等部) ・進路面談(中学部、高等部)	・人権チェックシート記入
8			・いじめ防止対策委員会 ・人権伝達講習
9	・あいさつ運動	・個別面談(小中学部)	
10		・支援連携課便り「つなぐ」発行(学校や役所での相談窓口について)	
11		・進路面談(高等部)	・人権チェックシート記入
12	・「ありがとう」を伝えよう強化週間 ・学校生活アンケート(高等部)	・いじめ、体罰アンケート(全学部)	
1	・あいさつ運動		・いじめ防止対策委員会
2		・個別面談(全学部)	・人権チェックシート記入
3			・人権教育推進委員会

道徳教育

スマイル研修(人権担当)、コンプライアンス研修(教頭)

※その他に、児童生徒と保護者、教職員を対象にしたスクールカウンセラーによる相談面接も、月に一度以上、実施する。

別紙 2

＊回覧前に、学部主事から校長・副校長・教頭に口頭で報告

回覧	校長	副校長	教頭	事務長	学部主事（小・中・高）	学年主任
	養護教諭	教務課長	生徒指導課長			

最終保管 生徒指導課（必要な個所でコピー保管を）

聞き取りシート

(ふりがな) 対象者氏名	加害 被害 その他（ ）	
	学部	
	学年・クラス	年 組
	名前（ふりがな）	
聞き取り日時	令和 年 月 日（ ） 午前・午後 時 分	
聞き取り者		
記録者		
トラブルの発生状況（発端、きっかけなど）		
いつ		
どこで		
誰から/誰が		
何をされたか/ 何をしたか		
対応		